

ドの例のように他の方法と共にお互の裏づけを得て行った例が多かった。

このようにして完成した復元図は細部については印刷出来かねるけれども大体図Vのようなものである。

築城当時の細川氏時代のものについては、到底このように正確な吟味は出来ない。しかし、田辺籠城の図と比較してこの図を補正すれば、相当正確に再現して見ることが出来る。これによれば、南側の三の丸はなかくて、後の南門が大手であったことが判る。築城当時、このあたりは川が徒横に割れて流れ、又は淀んで葦の茂る湿地帯となると云った初期の三角洲状態であったことも大体判る。伊佐津川、十倉川、高野川等は笠水神社附近で合流し、附近に河原や湿地帯を形成して居り、海岸線は大体現在の島崎から静溪川、高砂橋あたりにあったこと等を考え合わせつゝ、田辺城の当時の姿を偲んでみて戴きたい。 — 終り —

(写真や図を十分に使い得なかつたので、ますます判り難い上に、無味乾燥になつたことをお詫び申し上げます)

田辺領の俵物について (二)

瀬戸美秋

(一) 前回は、幕府の統制品俵物(煎海鼠、干鰯、鱧鱈)が長崎貿易の重要な決済手段として重視され、長崎会所へ集荷される過程において一地方の田辺領の煎海鼠が、どのように動いていたかを一応集荷、運送、数量等に分けて表面的に眺めてきた。今回は再び大坂屋半右衛門(以下大坂屋と略称)の記録、書簡等から断片的になるが、残れた内面を紹介したい。

註① 吉田大市氏所蔵文書

(二) 大坂屋が領内俵物の買集人であり、かつ取締責任者であつても、「年々浦々相廻り稼方并新浦之儀心懸」けているが、問題は、申海鼠を「町方」で「誂仕立」てる業者が運上の名に隠れて余分に仕立てて密売することである。この事は責任上、見逃し得ないこととして、明和元年三月(一七六四)次のように説明し、善処方を長崎役人に要望している。

「千歳村、佐波賀村右当村より漁方為御

運上、年々申海鼠八拾三疋^①程宛御領主江差

上申候、右御運上申海鼠、当所竹屋町魚屋吉右衛門と申者方ニ而相仕立申候、右海鼠は則白杉村、千歳村、佐波賀村此三ヶ村ニ而買集申候、然ル処右吉右衛門ニ而御運上申海鼠申立、余部相仕立、京大坂江も食用ニ売散候様見及申候由者、毎度右体の義相答候得共所詮私方より申聞候斗ニ而者取メり不申候間何卒自今者、右御運上申海鼠私方ニ相仕、外ニ而ハ一向生海鼠取扱不申様当所役方江願出被下候得者甚以取締宜、それ文煎海鼠出分も御増候様罷成候……」

とて、漁期前八九月頃、大坂表から当所役方へ「御掛合被下度」と要望したが、結果は不明である。

ついでに領内海鼠の主産地であるが、天明五年(一七八五)当時、田井から田良に至る海に面した村は二十七ヶ村あつて、この中漁業を営んでいる村は(町方吉原以外)田井、成生、野原、三浜、小橋、千歳、佐波賀、白杉

の八ヶ村で、他の十九ヶ村は「海辺ニ着御

座候得共全縣人少く村方農業手廻り加年候ニ付前々より漁業不仕」村であつた。

申海鼠を運上として領主へ納めていたのは、右漁村の中、千歳、佐波賀両村のみであつたようで、一説には千歳村は、古くから「海鼠打網」を行つており、細川氏が八田に築城の際、その礎石を千歳村が運んだため、その賞として大浦一帯の海鼠漁を特に許されたと伝えられる^②。

註① 糸井文庫(領内各町高入分米)によれば、佐波賀村四十八疋、千歳村三十八疋計八十六疋とされている。(疋の単位は不明)

② 京都府漁業の歴史(岩崎英精)四三頁

(三)

次に大坂屋の煎海鼠運営上の問題として最初に大坂俵物役所の買入価格に弾力性がなかつたことで、いわば低価格で押えられていたことであつた。田辺領では明和三年春(一七六六)長雨続きで海鼠の不漁、その上物価の昂騰で「難引合迷惑仕候」と大坂屋は長崎役人へ次のように訴えている。

「去る申年御同役様御越被遊候節元直段等買上候様被仰聞直上等致買取候得共、大坂表買上値段上り不申依之買元ニ引合不申候難儀千万ニ奉存候何卒明年より御買上格別御料簡被成下可候」

即ち現地の買集人の犠牲で、役所の責任を

逃れている。買入れさへこの状態であるから、役所の

仕入銀準備も十分でなかつたであろう。大坂屋も漁師へ「相庇之仕入前貸」しを行つており、豊漁の場合は、たちまち仕入銀に窮してくる。

享和三年(一八〇三)田辺領浦々では海

鼠の豊漁で、漁業の舟数も増え、このため

「漁師方より仕入銀前借仕度段申出候得

者新規の舟々迄貸渡し候手当難調……」

他に借銀する所もなく、前貸が行届かない

ので「心配仕罷在候」、そこで銀三貫目の

「御前渡御拜借被仰付被下候バ世々難有仕

合」ということで、大坂屋所持の家屋敷を

抵当に証文を書く旨大坂俵物役所へ申請し

ている。果して結果はどうであつたか、同

役所では、この後十五年経つた文政元年に

は仕入銀すら払えない事態が生じているの

である。

次の数字は、何時現在か年月が欠けているが、敷金等の回収が円滑でなく、手持ちの仕入銀が常に不足している旨大坂屋より長崎役人に申述べたものである。

覚

享保二年より
一銀拾九貫式百匁 丹後浦々仕入敷銀

一銀 四貫八百匁 大坂屋半右衛門煎海鼠買入銀差引残高

メ 式拾四貫匁

右年賦ニ相対仕置追々御買上代銀之内より少々宛引取未候

内式貫八百拾匁

去辰年追請取高 大坂屋半右衛門

右者銀高手前より漁師共江仕入銀不足ニ相成候分申上候事ニ候

(四)

次の問題は、文政元年、二年(一八一八—一八一九)大坂俵物役所の銅座では、ついに仕入銀の支払いがストップしたところである。大坂俵物会所支配下にある大坂屋、齋岐の明野屋利兵衛らは、因元に帰れず、他の買集人、伊勢西条浦の銀四郎、敷賀の角野七兵衛らと共に連署で買上代銀の支払いを強く要求、俵物問屋の菅屋伝兵衛も與書きで立替仕入代銀の返済を要求し、これ以上四人の買集人に立替払いは不能である旨願出た。(文政二年五月廿四日)

「当春より追々御売上仕候処、銅座御銀支ニ而御出方無之、其上昨年御売上之分も自今御度し後々相成候而大ニ手支之難儀罷在候」

昨年の売上分まで今もって支払がないため
昨年未度又支払方を懇請、しかも御奉公だ
と思つて、多額の借銀までして差繰りし、
買集めてきた、

「御買上代銀一円御表方無之候ニ付而
者、是迄借入候銀主方返済相成不申
候故、銀主方気前悪しく後々一切借
入出来不申誠ニ途方ニク九罷在候」
しかも、文政二年(一八一九)は皮肉にも
伊勢辺、瀬戸内など特に海軍が多くとれた。
参考までに、売上銀高を挙げると、
当春より当月十八日迄売上高

勢州 銀四郎分

一、五拾五メ七百廿八メ三分七厘貳毛

老弗

外ニ三メ九百五拾四メ九分六厘

三弗 昨年分御渡以後の差引

残

当春より当月十日迄売上高

讃岐 明野屋利兵衛分

一、五拾メ三百四拾八分八厘九毛

外ニ四メ四百拾九分七厘五毛

三弗 昨年分御渡以後の差引

残

当春より五月二日迄御売上高

敦賀 角野七兵衛分

一、拾四メ九百八拾壹分五厘五毛

三弗

外ニ五百五拾六メ五分壹厘貳毛

三弗 昨年分御渡後ニ差引残

当五月廿二日御売上高

丹後 大坂屋半右衛門分

一、拾壹メ三百四拾七メ九分九厘壹毛

老弗

以上の売上銀未払いとなった。田辺領
の大坂屋では、昨年分残りはなく、当春分
のみであったようである。何れにしても、この
ような多額の売上銀が支払われなかつた場
合、今後「取統之程無寛束」「御出方之程
一重ニ奉願上候」と、四人連署をもつて請
願した。

なお、これに眞書された菅屋伝兵衛の請
願文をみると、

「前書之通春未併借銀を以て追々買集

方爲差登候義ニ付、右代り銀無之候

而者、後買集手支、突ニ請負人共難

波申立候……」

したがって菅屋は、出来る限りの取替銀を
世話して今日までどうにかやって来た。と
ころが、

「御買上相着候瀬戸内、丹後の分何連
も金子持下り不申候而者帰国不相成

無據逗留仕、日々相頼候得共何分春

未御買上ノ分一円依物も代御出方無之

上、去七月御用立て七拾五メ之内三

拾メ御内渡、残銀四拾五メ之分御証

札ノ表ニ去十二月晦日限之処、今以

御下ケ不被成下候改身薄私共、銀縁

手順尽、此上差繰手当無御座甚以心

配仕罷在候、依而當方取替不相成段

相断候処甚当惑ノ由ニ付前書之通被

願上候、此段誤被爲聞召依物も代御

出方被仰付、又者残銀三分御下ケ被

下候共右面様之内御聞届御渡方被成

下候、ハ早々帰国爲致度……」

と懇願している。

仕入銀の前渡しどころか、代銀の支払い

にも事欠く役所の頼りなさは、おそらく

大坂屋も売上銀を持帰らなくては、漁師へ

の仕入銀前貸、買入等も出来なかつたであ

らう。

註① 横濱開港 1859年 11月 1日 参見 大坂

(五)

会所の依物低価格買入れ、仕入銀の支払
行詰り等が起れば、当然請負人の不満を未
したであろう。

やがて「諸国依物子目不宜分多有之」(

文政十三年11月18日)「大坂買入依物之

十一月七日

一、御米御直段

石二付九拾三匁

十一月十五日

一、御米御直段

石二付八拾九匁

十二月八日

一、御米御直段

石二付八拾七匁

込不宜義ニ候間以未子供ニ至迄急度爲相
心得可申候。是形ニ相流札候ハ、終ニは
氣随放埒ニ成行事ニ候間其町役人共申談
精々心を附世話いたし可遣候
(天保八年)

十月十四日

梅垣氏

○天保八年 米直段

西九月晦日

一、御藏米老石二付

初御直段 百廿六匁

十月十四日

一、御藏米直段引下ケ

百貳拾壹匁 二番ウリ

十月廿八日

一、御藏米直段引下ケ

百四匁 三番売り

十一月四日

一、御米御直段

石二付九拾七匁

史料紹介

竹屋町区有文書は近世後期の田辺城
下町研究にとつて宝庫ともいふべき
ものであるが、次に紹介する史料は
「役用日記(天保八年)」から採す
いたしたものである。

○年柄ニ付而は乞喰出候町方も有之趣去年
表方至當時ニ同様之姿ニ而殊ニ城内迄入

